

## 公立大学法人横浜市立大学グローバル教育センター規程

制 定 平成 29 年 4 月 1 日 規程第 17 号  
最近改正 令和 2 年 4 月 1 日 規程第 31 号

### (目的及び設置)

第 1 条 公立大学法人横浜市立大学国際化推進本部に関する規程第 6 条に基づき、横浜市立大学（以下「本学」という。）の学生の国際学生交流推進に関し、必要な支援を行うため、本学にグローバル教育センター（以下「センター」という。）を置く。

### (所掌事項)

第 2 条 センターは、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 留学生の支援に関すること。
- (2) 学生の海外派遣及びプログラム企画等に関すること。
- (3) 前号に掲げる事項を推進するための教員の活動の支援に関すること。
- (4) その他、本学の国際学生交流推進及び戦略に資すること。

### (組織)

第 3 条 センターに、センター長を置く。

2 センター長はセンターの運営を統括する。

### (委員)

第 4 条 センターは、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) グローバル教育センター長
- (2) 国際総合科学部長
- (3) 共通教養長
- (4) 国際教養学部長
- (5) 国際商学部長
- (6) 理学部長
- (7) データサイエンス学部長
- (8) 都市社会文化研究科長
- (9) 国際マネジメント研究科長
- (10) 生命ナノシステム科学研究科長
- (11) 生命医科学研究科長

- (12) データサイエンス研究科長
- (13) 医学部長
- (14) グローバル推進部門長
- (15) 看護学科長
- (16) 医学研究科長
- (17) グローバル都市協力研究センター長
- (18) プラクティカルイングリッシュセンター長
- (19) 国際交流委員長
- (20) グローバル推進室長
- (21) グローバル推進室担当課長
- (22) 教育推進課長
- (23) 医学教育推進課長
- (24) 前項に掲げる者以外でセンター長が特に必要と認めた者  
(会議の招集)

第5条 センター長は、グローバル教育センター会議（以下「センター会議」という。）を招集し、その議長となる。

2 センター会議は、必要のつどセンター長が招集する。

3 センター長は、必要に応じ議事に関係のある者に出席を求め、その意見をきくことができる。

(緊急の案件)

第6条 緊急を要する案件は、センター会議の招集を待たず、センター長が専決することができる。

2 センター長が専決した事項は、事後にセンター会議で報告するものとする。

(事務)

第7条 センター運営にかかる事務はグローバル推進室にて行う。

附 則 (平成29年規程第17号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年規程第36号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年規程第31号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。